

防衛医科大学校達第3号

図書館の運営に関する達を次のように定める。

昭和51年6月28日

防衛医科大学校長 松 林 久 吉

図書館の運営に関する達

改正 昭和52年 6月 7日達第13号 平成14年 4月 1日達第 3号
昭和55年 4月 5日達第 3号 平成22年11月10日達第15号
昭和62年 6月20日達第 7号 平成26年 4月 1日達第 9号
平成 4年 5月 1日達第 2号 平成28年 3月31日達第 9号
平成 9年 4月23日達第 8号 令和 5年 6月30日達第 3号

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 館内閲覧（第6条・第7条）
- 第3章 館外閲覧（第8条－第12条）
- 第4章 図書管理（第13条－第15条）
- 第5章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、防衛医科大学校図書館（以下「図書館」という。）の運営について必要な事項を定め、もって防衛医科大学校（以下「大学校」という。）の職員、医学科学生、看護科学生、医学研究科学生及び研修医官（以下「職員等」という。）の学術研究、調査及び教養の向上に資することを目的とする。

（開館及び閲覧時間）

第2条 図書館は、次の日時に開館するものとする。

- (1) 月曜日から土曜日 0800から2300
- (2) 日曜日・祝祭日 0800から1700

2 図書館長（以下「館長」という。）は、図書その他の図書館資料（以下「図書等」という。）の点検その他必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、臨時に閉館し、又は閲覧時間を変更することができる。

（休館日）

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 年末年始の特別休暇の期間
- (2) その他学校長の定める日

(図書分類)

第4条 図書の分類は、次の分類法により行うものとする。

- (1) 一般教養書 日本十進分類法 (NDC)
- (2) 自然科学書 米国議会図書館分類法 (LCC)
- (3) 医学書 米国国立医学図書館分類法 (NLMC)

(図書帯出証)

第5条 図書等の帯出・検索には、情報システム利用者カード（以下「利用者カード」という。）を使用するものとする。

第2章 館内閲覧

(閲覧)

第6条 図書館事務室閲覧担当者（以下「閲覧担当者」という。）は、必要に応じ、図書館を利用する者に、身分証明書の提示を求めることができる。

2 館内において閲覧する場合には、利用者は、自由に書架から図書等を取り出して閲覧することができる。

(館内における遵守事項)

第7条 館内においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。
- (2) 図書等その他器具設備を汚損しないこと。
- (3) 館内への飲食物等の持ち込み及び館内での飲食・喫煙はしないこと。
- (4) 閲覧場所には、閲覧に必要な携帯品以外の物を持ちこまないこと。
- (5) 防衛省の情報保証に関する訓令に基づき、私有パソコン及び無許可（無登録）の可搬記憶媒体について館内への持ち込みをしないこと。

第3章 館外閲覧

(図書の帯出)

第8条 職員等は、図書等を借り受けて、これを館外に帯出することができる。

2 図書等を館外に帯出しようとする場合には、図書等と利用者カードを閲覧担当者へ提出し、所定の手続をとるものとする。

(帯出禁止図書)

第9条 貴重図書、辞典、便覧、百科辞典及び新着雑誌その他館長が指定する図書等は、館長が特に許可した場合を除き、館外に帯出してはならない。

(帯出冊数)

第10条 館外に帯出できる図書等の冊数は、次のとおりとする。

- (1) 職員、医学研究科学生及び研修医官 10冊以内
- (2) 医学科学生及び看護学科学生 5冊以内

(貸出期間)

第11条 貸出期間は、次のとおりとする。

- (1) 図書等（製本雑誌・視聴覚資料を除く。） 2週間

(2) 製本雑誌・視聴覚資料 1週間

(貸出期間の延長)

第12条 貸出期間は、当該図書等に対する他の閲覧希望者がいない場合に限り、職員、医学研究科学生及び研修医官は2回まで、医学科学生及び看護学科学生は1回延長することができる。

第4章 図書管理

(返納督促)

第13条 館長は、期間内に貸出した図書等が返納されない場合には、当該者に対し督促状を発するものとし、督促が4回に及んでも返納されない場合には、図書等の帯出を停止することができる。

(図書館における集会)

第14条 図書館を利用して、学術講演会、座談会及び協議会等の集会を行う場合には、館長の許可を受けなければならない。

(利用の停止)

第15条 館長は、図書館の規則を守らない者及び館長の指示に従わない者に対して図書館の利用を停止することができる。

第5章 雑則

(委任規定)

第16条 この達の実施に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この達は、昭和51年6月28日から施行する。

附 則

この達は、昭和52年6月7日から施行する。

附 則

この達は、昭和55年4月5日から施行する。

附 則

この達は、昭和62年6月20日から施行する。

附 則

この達は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この達は、平成9年4月23日から施行する。

附 則

1 この達は、平成14年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際現に保有している旧様式の利用者カードは、当分の間、改正箇所を読み替えて使用することができる。

附 則

この達は、平成22年11月10日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。